

目黒区障害者計画策定に関する意見（案）について

1. 目黒区障害者計画策定に関する意見（案）

次期目黒区障害者計画の策定に当たっては、計画の方向性等について目黒区地域福祉審議会（以下「審議会」という。）に対して諮問し、答申を得なければならない。審議会における議論を進めていく上では、目黒区障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）としての意見を集約し、「目黒区障害者計画策定に関する意見」として提出する必要がある。

上記を踏まえ、現行計画に対する協議会委員への意見募集結果、令和7年9～10月に実施した障害者計画策定に関する調査結果及び各関係団体からの要望等に基づき、協議会会長により意見書（素案）が取りまとめられた。

今般、協議会委員への意見書（素案）の確認依頼を経て、別紙1のとおり「障害者計画策定に関する意見（案）」が完成したところである。

（参考）目黒区障害者計画の構成

目黒区障害者計画	
障害者計画（障害者基本法）	障害福祉計画（障害者総合支援法） 障害児福祉計画（児童福祉法）
障害福祉策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であり、障害福祉施策に関する理念や区の現状と課題を踏まえた障害のある人に関する具体的な取組を掲げている。	国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の必要量を見込み、その提供体制を確保するための基本的事項等を定める、障害福祉サービスに関する実施計画。

※次期目黒区障害者計画において、障害者計画は令和9年から令和14年度までの6年間、障害福祉計画及び障害児福祉計画は令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とする。

2 次期目黒区障害者計画策定に係る今後のスケジュール（予定）

	地域福祉審議会	自立支援協議会	事務局の動き
令和8年 3月	【第2回地域福祉審議会 3/2】 ・自立支援協議会から意見書の提出 【第4回計画専門委員会 3/23】 ・障害福祉、福祉人材の確保等に関する検討		障害者計画策定に関する調査結果（確定版）の完成
令和8年度			
5月	【第5回計画専門委員会 中旬】 ・次期計画の基本理念の整理		
6月	【第3回地域福祉審議会 未定】	【第1回本会議 未定】	

7月	【第4回地域福祉審議会 未定】 ・地域福祉審議会からの答申		
9月			関係団体へのヒアリング
10月		【第2回本会議 未定】	
11月			障害者計画（素案）の策定
12月			パブリックコメントの実施
令和9年 2月		【第3回本会議 未定】	障害者計画（案）の策定
3月			障害者計画（第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画）の策定